

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！「陳述」欄の「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 10 月 7 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 22 日から 令和 7 年 10 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 さいたま地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 10 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 11 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 10 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	190,000 152,000		38,000	10,905	0



物 件 目 録

1 所 在 さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神 90 番地 8

家屋 番号 90 番 8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 36.59 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 37.41 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4

物 件 明 細 書

令和 7年 7月14日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- (1) 本件建物のために、その敷地(地番90番8, 所有者亡B相続人又は相続財産)につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。
- (2) 本件建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神 90 番地 8

家屋 番号 90 番 8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 36.59 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 37.41 平方メートル
2 階 37.26 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4

令和6年(ヌ)第 137号
令和7年 1月30日受理
令和7年 3月17日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神 90番地8

家屋 番号 90番8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 36.59平方メートル
2階 37.26平方メートル

共有者 A 持分5分の4



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
建 物	物件 1
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (■主たる建物 □附属建物) ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☒ 床面積：1階 約37.41平方メートル (増築部分 約0.82平方メートル)
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある [種 類： 構 造： 床面積：
占有者及び 占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	1 目的建物に増築箇所がある(建物見取図の斜線部分)。 2 目的外土地に建つ未登記建物は、主たる建物(目的建物)と所有者が異なるため、目的外建物と認めた。 3 90番7の土地は、さいたま市所有名義であり、現況は公衆用道路である。 4 90番9の土地は、亡Bの所有名義であり、現況は公衆用道路である。
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 [保管開始日 平成 年 月 日
専 用 地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件1関係)			
所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神		
地 番	90番8		
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	169.26平方メートル (☐ 全部 ☒ 約124.26平方メートル)		
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (亡B相続人)		
そ の 他 の 事 項	地積につき、公簿地積の169.26㎡から、目的外建物の敷地約45㎡を控除した、約124.26㎡とした (土地建物位置関係図の斜線部分)。		
☒ 関係人(☒ 債務者 ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐		
占 有 開 始 時 期	昭和60年6月25日		
最 初 の 契 約 日	年 月 日		
契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()		
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()		
地 代 ・ 支 払 時 期 等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)		
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (平成 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()		
訴 訟 提 起 等	☐ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ 係属中 ☐ 終局 ()		
そ の 他			
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1 関係)	
所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 (概 略)	約 1 4 . 9 0 平方メートル
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (亡B相続人) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成 2 年頃 ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (亡B) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	1 目的建物は、私が居宅として使用し、母と二人で居住しています。 2 目的外土地及び目的建物の5分の1の所有者Bは、私の父親です。 (1) 父は、今年の1月30日に亡くなりました。 (2) 父の生前、父の所有地上に、私が持ち分を有する建物が所在することについて、契約関係や対価の授受はありませんでした。 3 目的外土地上に物置があります。 (1) 建てたのは父です。平成2年頃、仕事の関係で私は実家（目的建物）を離れ、数年間は他所で生活していました。実家に戻ったら、物置ができていました。 父は生前建築関係の仕事をしており、工具や資材を収納するために建てたとのことでした。 (2) 現在も、父が使用していた工具などが入ったままになっています。 私は、今も物置は使用していません。 4 目的建物の敷地である目的外土地につき、東側のブロック塀が、東側の道路側に越境しています。 5 目的建物につき、雨漏り等の不具合はありません。経年劣化で全体的に傷んではいます。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況、債務者の陳述等を総合勘案し、占有関係については2枚目3枚目のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年1月31日 (金) 15 : 15 - 15 : 25	物件所在地	物件調査, 占有確認, 外観写真撮影, 連絡票を投函
R7年2月28日 (金) 11 : 05 - 11 : 15	さいたま地方法務局	目的外土地の土地全部事項証明書を交付申請・接道について土地全部事項証明書を交付申請・目的外土地を所在地とする建物登記の有無を調査
R7年3月7日 (金) 13 : 00 - 13 : 30	物件所在地	物件調査, 占有確認, 内部調査実施・内部写真撮影, 債務者と面談 (評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☒ 令和7年3月7日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：昭和51年1月13日

0312541

建築物平面図

家屋番号

90番8

建築物の所在

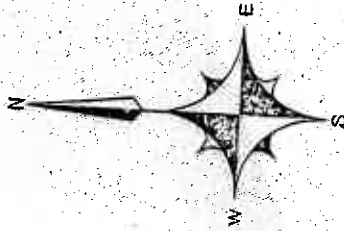
大宮市大宮区元荒神90番地8
さいたま市見沼区

製作年 月 日
昭和51年 1 月 10 日

製作者

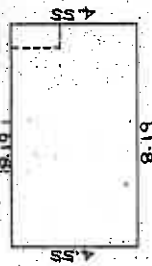
申請人

縮尺 1/500



$$4.55 \times 8.19 = 37.2645$$

床面積 37.26



2 階

$$4.55 \times 7.28 = 33.1240$$

$$2.73 \times 0.91 = 2.4843$$

$$0.54 \times 1.82 = 0.9828$$

$$36.5911$$

床面積 36.59



1 階

写真撮影位置

(本図は原本を70%に縮小)

縮尺 1/200

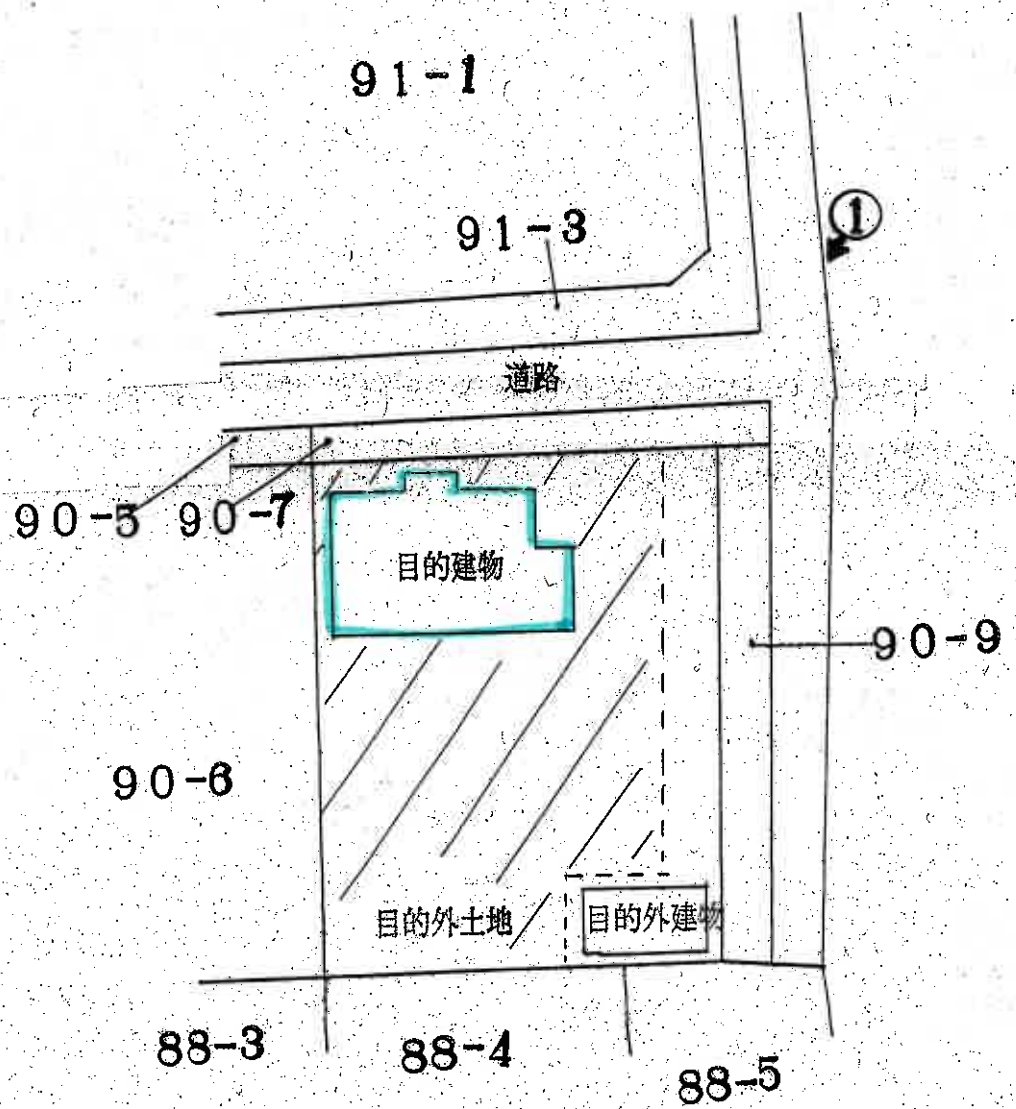
(埼玉県地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま市地方事務局長印)
令和6年11月25日 東京法務局品川出張所

(9 枚目)

土地建物位置関係図

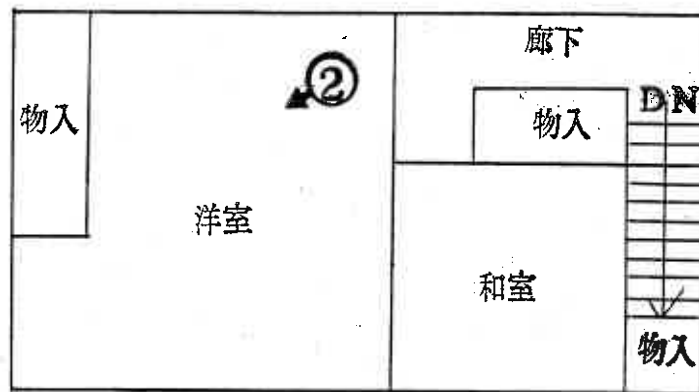
写真撮影位置



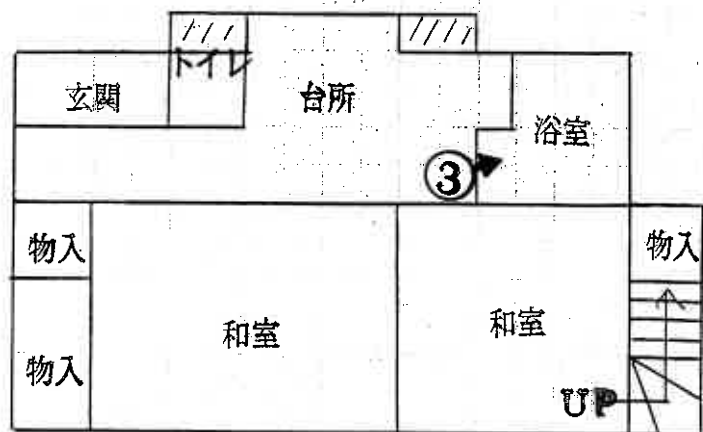
(10枚目)

建物見取図(○は写真撮影位置を示す。)

2 階



1 階



(11 枚目)



①



②



③

(12枚目)

令和 6 年（ヌ）第 137 号
令和 7 年 3 月 7 日 現地調査
令和 7 年 4 月 4 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
松 本 竜 一 印

物 件 目 録

1 所 在 さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神 90番地8

家屋 番号 90番8

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 36.59平方メートル
2階 37.26平方メートル

共有者 A 持分5分の4



第1 評価額

評 価 額	
物件1（建物）	金190,000円

評価額は、使用借権付建物の共有持分の価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況																												
1	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	1階：約37.41㎡																												
物件 番号	特 記 事 項																														
	物件1（建物）は次の目的外土地<1>上に存しており、同土地には次の目的外建物<あ>が存している。 目的外土地<1> <table border="0"> <tr> <td>所 在</td> <td>さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神</td> <td>地 目</td> <td>宅地</td> </tr> <tr> <td>地 番</td> <td>90番8</td> <td>所 有 者</td> <td>亡B相続人</td> </tr> <tr> <td>地 積</td> <td>169.26㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 目的外建物<あ> <table border="0"> <tr> <td>所 在</td> <td>さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神90番地8</td> <td>種 類</td> <td>物置</td> </tr> <tr> <td>家屋番号</td> <td>なし（未登記）</td> <td>構 造</td> <td>木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建</td> </tr> <tr> <td>床 面 積</td> <td>約14.90㎡</td> <td>所 有 者</td> <td>亡B相続人</td> </tr> <tr> <td>建築時期</td> <td>平成2年頃</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> なお、本件建物の敷地の範囲・数量については、目的外建物の敷地と認められる約45㎡を控除した、約124.26㎡と判定した。（現況調査報告書「土地建物位置関係図」参照）			所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神	地 目	宅地	地 番	90番8	所 有 者	亡B相続人	地 積	169.26㎡			所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神90番地8	種 類	物置	家屋番号	なし（未登記）	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	床 面 積	約14.90㎡	所 有 者	亡B相続人	建築時期	平成2年頃		
所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神	地 目	宅地																												
地 番	90番8	所 有 者	亡B相続人																												
地 積	169.26㎡																														
所 在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神90番地8	種 類	物置																												
家屋番号	なし（未登記）	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建																												
床 面 積	約14.90㎡	所 有 者	亡B相続人																												
建築時期	平成2年頃																														

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地<1>）

位 置 ・ 交 通	J R京浜東北線「大宮」駅の東方約4,600m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	周辺には農地が多く見られる中、農家住宅、中小規模一般住宅等が混在する地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	124.26㎡ (物件1建物の敷地の数量) ほぼ長方形 平坦 特になし
接面道路の状況	北約4m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面 東約4m舗装一部私道の公道（建築基準法上の道路）より約0.5m高	
土地の利用状況等	(物件1)建物、目的外建物<あ>の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : なし ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	①さいたま市役所担当課によれば、登記された昭和51年1月8日変更、増築時の建築確認の履歴が認められ、法に基づく許可等を受け建築後20年を経過しているため、一定の建築物の新增改築・使用者の変更等ができる可能性があることが確認された。但し、登記されていない増築部分及び目的外建物<あ>の開発・建築許可履歴は確認できないため、同部分及び同建物の取壊し等が前提となる可能性がある。詳細については担当課に相談されたい、とのことである。 ②都市計画道路「大宮中央通線」の予定区域となっており、都市計画法53条の制限下にある。 ③Aによれば、目的建物の敷地である目的外土地につき、東側のブロック塀が、東側の道路側に越境しているとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：昭和43年12月15日新築 経 過 年 数：約56年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：一
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング、その他 内 壁：クロス貼り、その他 天 井：化粧合板、その他 床：フローリング、その他 設 備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現 況 用 途 等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：やや劣る 施 工：やや劣る
保守管理の状態	普通（但し、全体的に老朽化している）
建物の利用状況	建物共有者とその家族が居宅として利用している。
特 記 事 項	なし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 目的外土地<1>（土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的 外土 地<1>	41,400	0.91	124.26	0.70	3,280,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 さいたま見沼-7

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 41,400\text{円/㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/100.0 & \times & 100/100 & = & 41,400\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域と対象地域は格差無しと判断した。

イ 個別格差：角地、越境の可能性等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件1（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
1	150,000	74.67	0.03	340,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
目的 外土 地<1>	3,280,000	0.10	使用借権	330,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	共有持分 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	340,000	+330,000	4/5	0.5	0.7	190,000
一括価格 (合計)						190,000

エ 市場性修正：目的外建物が存する目的外土地上の使用借権付建物の共有持分のみの売却であることを考慮した。

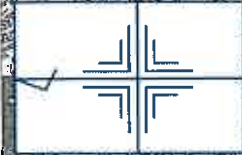
オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（さいたま見沼-7）
所 在：さいたま市見沼区染谷1丁目250番
価 格：41,400円/㎡
位 置：J R京浜東北線「大宮」駅約5,600m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：1,063㎡
供給処理施設：－・水道・－
接 面 道 路：南西4.0m市道
用 途 指 定 等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：農家住宅と一般住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

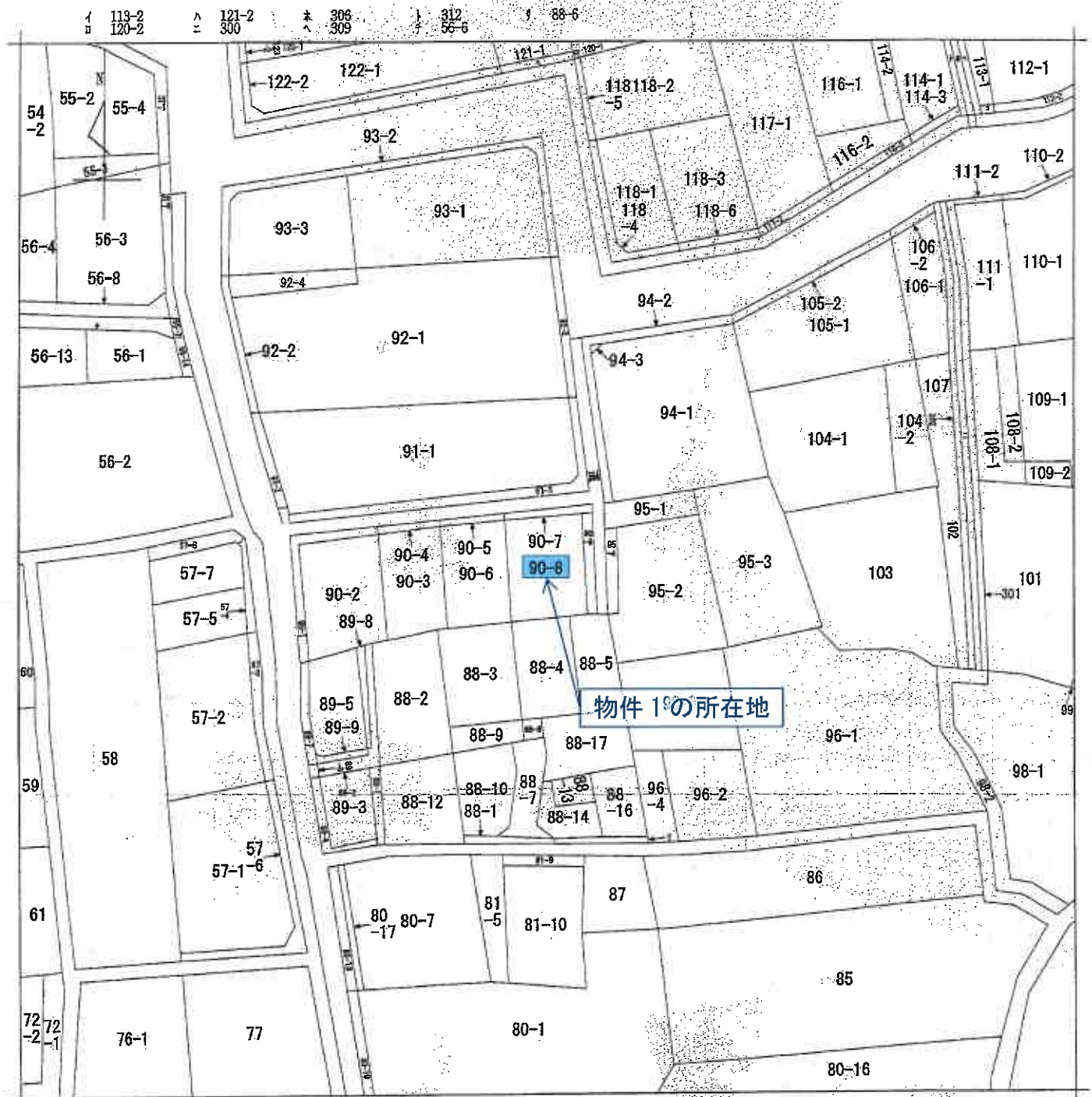
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写



位置図
1 : 20,000

物件所在地

公示地



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 大字笹丸

請求部	所在	さいたま市見沼区大字笹丸字元荒神				地番	90番8		
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	昭和59年3月30日			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局管轄)

令和7年1月6日

東京法務局品川出張所

登記官

地図整理番号：M83091

(1/1)

A3 を A4 に縮小コピー

0312541

家屋番号

大宮市大宮笹丸字元荒神90番地8
さいたま市見沼区

90 海 33

建築物の所在

区沼馬市さいたま

$$4.55 \times 8.19 = 37.2645$$

求面積 37 m² 26

33 1740

2.4843

$$(ii) \quad 0.54 \times 1.82 = 0.9878$$

195

正統

縮尺 1/200

（五）氏金十名，賈銀十兩。

一、

A3をA4に縮小コピー

81828M: 台灣直隸州